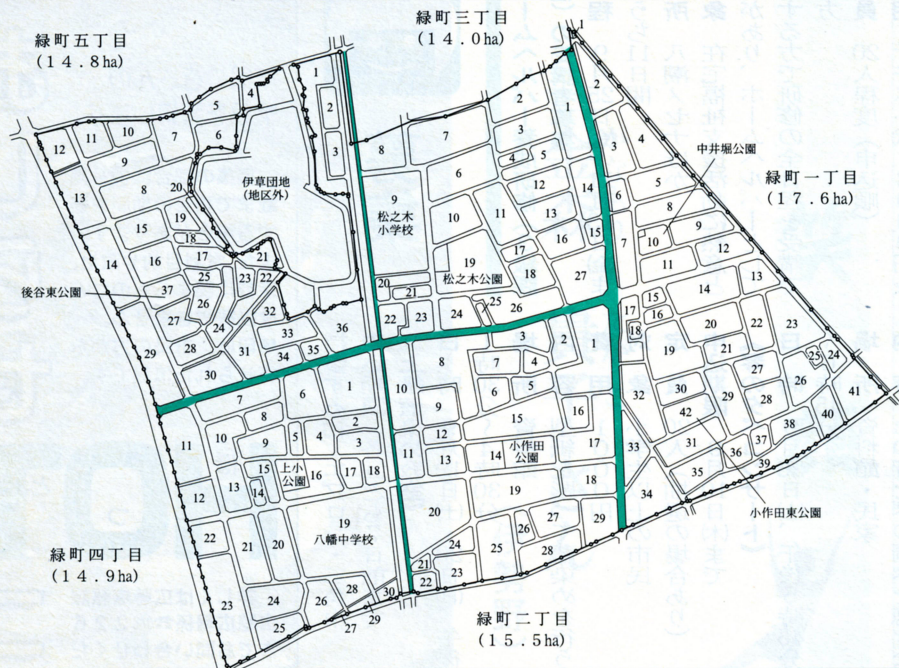


町名が変わります! 住所変更の手続きを



市では、安全で快適な生活環境をつくるために都市基盤整備事業に取り組んでいます。その一環として昭和53年着工以来、皆さんのご理解とご協力のもとに進めてきました稲荷伊草第一土地区画整理事業が、今秋換地処分を迎えることになりました。

この換地処分の公告の翌日から、登記や各種証書などで住所変更をしていただくこととなります。

権利の移転

この換地処分により、土地区画整理前の土地の権利(所有権、借地権、抵当権など)は、土地区画整理後の土地(換地)へ移ります。

換地処分の予定日

換地処分の公告日は、平成10年11月中旬を予定しています。

公告された翌日から、換地処分の効力が発生します。

町名地番の変更

稲荷伊草第一土地区画整理事業地内の町名地番の変更では、すでに平成10年3月の市議会でご覧のように、緑町一丁目から五丁目までの新町名が定められており、換地処分の公告の翌日から次のように変わります。

住所の表示例

- (旧) 八潮市大字小作田△番地□
- (新) 八潮市緑町○丁目×番地△

住所変更の手続き

町名地番の変更に伴い関係者(稲荷伊草第一土地区画整理事業施工地区内に居住している方、土地・建物などの登記物件所有者)は住所変更の手続きをすることになりますので、ご協力をお願いします。

※変更手続きの詳細につきましては後日、関係者に配布いたします。

※換地処分の公告がされると翌日から登記閉鎖となり、約4ヶ月の間は土地・建物などの登記が停止されます。登記予定のある方は、早めに手続きをお済ませください。

町名変更後の郵便物

町名変更は11月中旬以降を予定していますが、変更後に同地区内に郵便物を郵送する場合は、必ず八潮市緑町○丁目△番地×と記入してください。

詳しくは、区画整理課換地係
☎内線325・404へ